

○射水市妊産婦医療費助成に関する条例

平成17年11月1日

条例第141号

改正 平成22年3月17日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦の医療費の一部を本人に助成し、その疾病の早期発見と適正な医療を確保することにより、母子の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産1年以内の女子をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

3 この条例において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいう。

(助成)

第3条 市長は、射水市に住所を有する妊産婦(生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助を受ける者のうち、本人支払額のない者を除く。以下「対象者」という。)が医療を受ける場合、対象者に対し、当該医療に要する費用の一部を助成するものとする。

(対象疾病)

第4条 この条例による医療費の助成の対象となる疾病は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産とする。

(助成額)

第5条 市長が対象者に対して助成する額は、対象者の医療費について、医療保険各法その他医療に関する法令等に基づく負担を控除した額とする。

(受給期間)

第6条 受給期間は、規則で定める妊産婦医療費受給資格登録申請書を市長が受理した日の属する月の初日から出産(流産及び死産を含む。)した日の属する月の翌月末日までとする。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことによって行う。ただし、富山県以外の医療機関等(別に市長が契約した医療機関等を除く。)で医療を受ける場合には、対象者に支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、詐欺その他の不正行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年新湊市条例第29号)、小杉町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年小杉町条例第24号)、大門町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年大門町条例第19号)、大島町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年大島町条例第17号)又は下村妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年下村条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月17日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。